

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年9月8日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年6月26日～平成27年7月10日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 5月7日付け、会計課より未精算伝票の確認依頼の中に、行旅貧困者扶助費の精算に係る伝票がありました。これについては、公金の適正管理において速やかな事務処理に努めること。	1. 行旅貧困者扶助費においてのJR乗車券は、有効期限が3ヶ月であり、年に4回の精算を行っている。その4回の精算において、別紙資料「行旅貧困者旅費一覧」を担当者が作成し、担当室長がチェックを行い、最終的には課長が確認し、4月中に資金前途精算書を行い、適正に事務管理に務めます。